



# 新年のご挨拶

病院長 村上 恒二



新年あけましておめでとうございます。  
本年もよろしく願いたします。

「初暦知らぬ月日の美しく」吉屋信子のこの句は、色とりどりの暦が新年を待つのを詠ったものです。新しい暦には、大人も若者も子どももうかがい知れぬ世界があり、多くの夢があり、胸が躍ります。

しかしながら、現実の世界は、「ロケットマン」「老いぼれ」と、太平洋を挟んだ二つの国の指導者がののしり合い、口汚きたるや日に日に増して耳を覆いたくなる様相です。あきれた別の大国の外相が「幼稚園児のけんか」と評していますが、的を射た表現かもしれません。核兵器をちらつかせての舌戦も、本当の戦争に発展すれば、人類の「存亡の機」となりかねぬ事態です。海の向こうの「園児」には、「柔軟な態度」で、「事を荒立てず収めてもらいたい」ものです。

さて、わが国を振り返ってみますと、かつて人類が経験したことがない長寿社会を迎え、いかに人生設計していくかを医療の面からも考えることが喫緊の課題となっています。一方、人口減少社会の到来、高齢化に伴う医療費の増大など医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年、そしてその先も見据え、住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築をわが国は目指しています。医療にかかわるすべての人々が、国民一人一人の生と死に寄り添いながら人生100年時代に必要な医療の在り方を構築していかなくてはなりません。

平成30年度は、診療報酬の改定・介護報酬同時改定、第7次医療計画、第7期介護保険計画の作成、さらに国民保険の基礎である国民健康保険の基盤強化のため、都道府県が財政を担当することになっています。今年度は医療界にとっても大変重要な時期であり、激動期であることを認識し、議論していきたいものです。

「手のつかぬ月日ゆたかや初暦」。吉屋信子はこういう句も残しています。ポスト平成が到来し、その先の日本を本当に豊かなものにしていけるかどうか、今は未来を考える絶好の機会です。

## —病院の理念—

高度良質の医療  
最善の奉仕  
研鑽と協調  
地域医療の支援

## —病院の基本方針—

- 一 良質で、適切な医療の提供に努めます
- 二 患者様の権利を尊重し、満足・安心・信頼を追求します
- 三 新しい知識と技術を積極的に習得し、常に質の高い先進的医療を行います
- 四 地域の中核病院として、地域社会の要請に応える医療を提供します
- 五 職員が意欲を持って働ける病院をめざします
- 六 次代を担う有能な医療従事者の育成をめざします
- 七 専門的ながん医療の提供に努めます
- 八 国内での医療救護活動に積極的に参加します

# 看護部お仕事紹介⑧東6階病棟

## 東6階病棟

### 東6階病棟師長 山本 由香

東6階病棟は、肺炎やCOPD、肺癌などの呼吸器疾患の方やがん化学療法・放射線療法施行患者を中心に、多種多様な患者さんを受入れております。

療養中は、呼吸の苦しさ、痛みや吐き気、食欲低下、だるさなどの身体の不調だけでなく、つらさ、ストレスや気分の落ち込みなどの心の問題、生活上の問題を、多くの患者さんが経験されます。そのような身体と心の苦痛を和らげ、生活やその人らしさを大切に考え、ご本人や家族の意向が尊重されるよう心掛けて、診療部・看護部・薬剤科・栄養科・リハビリテーション科等が協働しながら最善の治療を行えるよう目指しています。

日本人の死因第3位は肺炎です。中でも、お口の中の細菌が唾液とともに肺へ流れ込んで生じる誤嚥性肺炎が増え、東6階病棟にも多くの方が入院されます。この肺炎は、抗菌剤の使用で一旦病状が改善されても、お口のケアが十分に出来ていない、また、お食事が上手に飲み込めないことで「誤嚥」してしまう方には繰り返し発症してしまいます。当院では、耳鼻科・摂食嚥下障害看護認定看護師および歯科口腔外科がチームとして関わり誤嚥性肺炎予防について強化しています。最近むせ込みが気になるなどがあればご相談ください。

また、がんの患者さんについても、がん看護の認定看護師も関わり、外来通院～入院の連携をとりながら、よりよい生活および治療環境が整うよう支援させていただいています。治療をしながら生活を整える際に、様々な社会資源の活用などのご提案もさせていただきます。患者さんご自身がお一人で思い悩まれること無いよう心掛けています。

これからも、地域の皆様に頼りにしていただけるようスタッフ一同努力していきます。セカンドオピニオン含め、気になることあればいつでもお声かけください。



#### —患者さまの権利—

- 一 個人の尊厳は尊重されます
- 二 平等な医療を受ける権利を有します
- 三 最善の医療を受ける権利を有します
- 四 自己の病状や治療等について知る権利を有します
- 五 自己の診療については、検査・治療の内容等について十分な説明を受け理解し、自己決定をする権利を有します

- 六 診断や治療に関して他の医師や医療機関の意見を求めることができ、その上で診療の撤回ができます
- 七 臨床試験や治験等への参加については、その内容、予想される危険性、従来の治療方法との違い等について十分な説明を受け、自己決定をすることができます
- 八 プライバシーの権利を有します